

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年4月24日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書（及び配布資料等）の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

なお、業務指示書及び配布資料等の配布は、上記1.に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定しています。具体的には以下のとおりです。また、競争参加資格の詳細については、当機構HPの調達情報>「競争参加資格審査」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

（1）全省庁統一資格結果通知書を有している場合  
平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示いただくだけで結構です。

また、平成25・26・27年度の資格（新資格）は有しておらず、平成22・23・24年度の資格（旧資格）のみを有している場合についても、2013年9月末日までに公示される案件については移行期の運用として、旧資格をもって、新資格と同様の扱いをさせていただきます。

（2）全省庁統一資格結果通知書を有していない場合  
新資格または旧資格のいずれも有しておられない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただいています。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コ

ンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>)

公表対象となる場合の詳細については当機構HPの調達情報>調達ガイドライン、様式>規程>一定の関係者を有する法人との契約に関する情報の公表について

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/corporate.html>) をご参照ください。

番号： 9 国名：パナマ 担当：経済基盤開発部  
案件名：パナマ首都圏都市交通（3号線）整備事業準備調査  
調査区分：プロジェクト形成（有償）

1 契約予定期間：2013年6月下旬～2014年4月下旬

2 参加要件

海外における都市公共交通に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年5月8日から2013年5月10日17：00まで

受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年5月8日から2013年5月13日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2013年5月24日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知：6月上旬

(5) 契約交渉：6月上旬～6月下旬

5 業務の目的

パナマ首都圏は、パナマ国人口のおよそ3分の1にあたる120万人の都市圏人口を擁するが、都市化の進展に伴う自動車台数の増加（直近2年の増加率は年平均7%）による慢性的な交通渋滞が深刻な問題となっている。

パナマ首都圏中心部などで都市化が早くから進んでいる運河東側地域では、同国で初となる地下鉄1号線の建設が進められるなど、交通渋滞の解消に向けた対策が講じられている。一方で、近年開発が著しい運河西側地域については、とりわけ同地域と運河東側のパナマ首都圏中心部とを結んでいるアメリカ橋付近において、朝夕のピーク時における交通渋滞が恒常化しており、今後の運河西側地域開発の進展に伴ってさらなる交通混雑が懸念されている。加えて、前述の交通渋滞激化による自動車からの排気ガス（窒素酸化物（NOX）、二酸化炭素（CO2）等）の増加に伴う大気汚染の深刻化、ひいては地球温暖化も懸念されており、交通環境改善に向けた対応が急務となっている。

本調査では、パナマ首都圏の西側地域と東側地域を軌道系交通で結ぶ都市交通3号線の必要性・妥当性等を検証するとともに、概略設計・事業費積算等を含むフィージビリティ調査を実施する。当該事業は経済産業省により2012年に「パナマ・パナマシティ3号線事業化調査（ブレF/S）」が実施され、モノレールで整備することが提案されているが、ブレF/Sの結果を十分活用し、パナマ首都圏東西交通軸の強化に向けた最適案の検討を行うものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

・パナマ首都圏都市交通3号線（Albrook～Nuevo Arraijan間約23km）及びその周辺。但し、需要予測は上記区間にLa Chorrera, Arraijan, Panama and San Miguelito districtsを含む地域とする。

(2) 事業実施機関

・パナマメトロ庁（Secretaría del Metro de Panamá）

(3) 業務内容

ア 事業の必要性及び課題の確認

イ 他援助機関、民間資金による都市交通セクター支援動向の確認

ウ 最適な都市交通システムの検討・選定

エ 路線計画の設定

オ 環境社会配慮

カ 事業計画の策定

キ 事業実施計画の策定

ク 事業実施体制の検討

ケ 気候変動の緩和効果の推計

コ 事業効果の算定

サ 事業実施にあたっての留意点及び提言

シ プロモーションビデオの作成

ス 本邦研修の実施

7 成果品等

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| (1) インセプションレポート   | (2013年 7月上旬)  |
| (2) インテリムレポート     | (2013年 11月上旬) |
| (3) ドラフトファイナルレポート | (2014年 3月上旬)  |
| (4) ファイナルレポート     | (2014年 4月中旬)  |

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/都市鉄道計画(評価対象予定者)
- (2) 土木・施設計画(評価対象予定者)
- (3) 車両・運転計画(評価対象予定者)
- (4) 機械計画
- (5) 電気計画
- (6) 信号・通信計画
- (7) 車両基地計画
- (8) 事業費積算
- (9) 運営・維持管理計画
- (10) 交通需要予測
- (11) 経済・財務分析
- (12) 環境社会配慮(自然環境)
- (13) 環境社会配慮(社会配慮)
- (14) 事業評価
- (15) 業務調整/都市鉄道計画補助
- (16) PPP法制度/PPP財務計画
- (17) 都市・地域開発
- (18) 資金調達計画
- (19) 制度・技術基準
- (20) 施工計画

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・通訳の配置を認める予定
- ・調査計画策定調査(M/D)を2013年3月20日に署名済み
- ・本件は環境カテゴリ-Aを予定
- ・パナマ・パナマシティ3号線事業化調査(平成24年11月 経済産業省)は業務指示書配布時に貸与する予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合があります。